

法人設立趣旨

昭和 59 年 10 月 1 日、「川西市における体育・スポーツの振興を図ることにより、心身ともに健全な市民の育成と健康で文化的な地域社会の貢献に寄与すること」を目的に、財団法人川西市体育・スポーツ振興事業団が設立されました。

一方、平成 8 年 4 月 1 日、「優れた芸術、文化鑑賞事業を多彩に開催し、住民主体の芸術、文化活動を育成、援助し、川西市の芸術、文化事業や文化施設の管理運営を受託すること等を通じて、住民が集う文化の拠点として地域における芸術、文化の振興を図り、もって個性と魅力あふれる地域文化の創造とこころ豊かな人づくりに寄与すること」を目的に、財団法人川西市文化財団が設立されました。

両財団法人は、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など、財団法人としての将来像が問われるなかで、互いに事業運営の見直しや組織体制の強化等を図ってまいりました。

平成 22 年 10 月には、財団法人から公益財団法人への移行が認められ、翌月、公益財団法人川西市体育・スポーツ振興事業団並びに公益財団法人川西市文化財団に名称変更いたしました。

その後、地方自治体を取り巻く環境の変化、市民ニーズの多様化等を背景に、相互の法人が組織統合することにより、複合的な市民サービスの提供、事業運営の効率化、法人経営の合理化等を目指し、平成 23 年 4 月 1 日に全国的にも稀な文化・スポーツ両公益財団法人の合併による公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団が誕生いたしました。

財団の設立目的は「川西市における体育・スポーツ及び芸術・文化の振興に関する事業等を行い、心身ともに健全な市民の育成及び個性と魅力あふれる地域文化の創造に寄与すること」であります。

法人役員並びに職員一同、法人合併の効果をいち早く市民サービスに反映できるよう努力してまいります。

公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団